

**京丹後市入札監視委員会(平成 29 年度第 1 回) 議事概要**

開催日時	平成 29 年 7 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 3 号館 3 階小会議室 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 田辺 保雄 (弁護士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西財務部長) 2 報告事項 (1) 下水道工事等に係る近隣自治体の入札の状況等について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西財務部長)	
審議対象期間	平成 28 年 10 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 8 件	(備考)
一般競争入札	3 件	対象件数 102 件
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	2 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、違算については、過去にも同様の問題が発生し W チェックの体制にするなどの改善防止策について報告を受けていたが、結果的には機能していなかったことになると思われるので、例えば他部署での W チェックの実施等、形式だけにならず、もう少し実行性をもった仕組みについて市として検討していただきたいこと。 最低制限価格での抽選が非常に多いことから、手抜き工事等の	

防止を目的として設定する本来の最低制限価格制度が実態に合っているのかどうかというところで、制度として決まっているからということではなくもう少し本質的なところで議論を進めて検討願いたいこと。

見積徴取等の業者選定の際に、それぞれの案件の内容により等級を限らずに複数の等級を対象にすることについて、運用の考え方を柔軟により実質的に良い結果が出るような形で検討していただきたいこと。

プロポーザル方式の場合は、その選定過程がある程度分かる資料の作成をご配慮願いたいこと。

## 別紙

### 「2 報告事項 関係」

#### 1 下水道工事等に係る近隣自治体の入札の状況等について

※ 平成28年度第2回入札監視委員会の審議案件において、委員より要望のあった京丹後市において最低制限価格と同額での抽選が特に多い浄化槽工事設置工事に係る近隣自治体の入札及び情報公開の状況の調査・分析等について報告を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札状況と競争原理について 他市と比較し、最低制限価格での落札及び抽選が多いということは、競争原理が働いていないのではないか。</p>	<p>業者のほうでは非常に強い受注意欲を持ち、色々と情報収集をしたり勉強をしたりするなかで発注者が設定する最低制限価格を想定し、努力によって入札に挑んでおり、競争原理が働いていないから抽選が多いという認識はしておりません。</p>
<p>○ 情報公開について (1) 情報公開の在り方が他市と比較して少し広いということが、現状に結びついていると評価でき、浄化槽工事に関してはほとんどが最低制限価格と同額の落札であり結果として実害的なものはないという理解でよいか。</p>	<p>最低制限価格設定は、ダンピング受注等を防止し、良質な工事の施工を目的としており、競争の可能な範囲内で一番低い金額がこの最低制限価格となる考え方から、決して入札の結果が不当に高い金額で契約されているものではないと考えます。</p>
<p>○ 情報公開について (意見) 抽選が増加傾向にあることが必ずしも本当に良いことなのかどうか疑問であり、情報公開によって最低制限価格の制度の主旨が阻害され、競争入札が歪められていると思われるので、実態に照らし合わせて情報公開の在り方についてご検討いただきたい。</p>	<p>わかりました。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1) 他の自治体も最低制限価格を設けているのか。</p>	<p>自治体により取扱いに微妙な差はありますが、最低制限価格等の考え方は府内全市町村設けております。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2) 京丹後市の発注工事は、全て最低制限価格を設定しているのか。</p>	<p>本市におきましては、基本的には最低制限価格を設ける運用をしておりますが、低額の工事で単一工種の内容の工</p>

意見・質問	回 答 等
	事につきましては、一部最低制限価格を設定していない工事もあります。

「3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 28 年度 峰山中学校放送設備改修工事 …… 一般競争入札

※ 初度の入札において不落となり、設計内容について工期以外の変更を行わず、入札参加資格者要件の変更を行い、再度入札を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 工事の施工内容について (1) 本工事は工事の手間よりも、機器の値段が占める割合がかなり高いという理解でよいか。</p>	はい。そのように考えております。
<p>○ 初度の入札について (1) 予定価格と応札額の差が大きい要因について、どのように考えるか。</p>	機器の価格について、設計業者のほうで業者見積りを取った価格と、参加業者が取った見積価格に差があったのではないかと考えています。
<p>○ 機器の仕様について (1) 機器はどのような特定になっているのか。性能で決めているのか。それとも型番を指定しているのか。</p>	基本的に現状の放送機器の能力で決定しており、特に機器の指定はしていません。
<p>○ 機器の仕様について (2) 入札参加業者がどの機器を想定していたかというのはわからないのか。</p>	わかりません。
<p>○ 入札参加資格要件について (1) 初度の入札はC等級で再度の入札はB等級に変更されているが、どのような基準で設定されているのか。最初からB等級という考え方もあるのか。</p>	工事種別毎に等級区分を設定しており、本工事については当初の設計金額からC等級を対象とした工事ということで入札を執行しました。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札参加申請業者について (1) B等級とC等級では、B等級の業者の方が多いのか。</p>	<p>入札参加申請が出されている業者数は、現在C等級は 5 者、B等級は 11 者が登録されており、B等級の業者が多いです。</p>
<p>○ 入札参加資格要件について (2) 500万円以下のC等級の入札にB等級とC等級が両方参加できるようなルールにすることはできないのか。</p>	<p>等級を超えて競争を行った場合、上位の等級の業者の受注機会が増え有利になり、下位の等級の業者が不利になるということも考えられ、本市の入札では、完全に等級を分けて競争するという考え方で行っております。</p>
<p>○ 入札参加申請業者について (2) C等級の登録が5者というのはい少ないのではないのか。</p>	<p>業者のほうでは上位の等級に上がれるように普段から努力もされており、C等級からB等級に昇級された業者もおられ、結果的に現在ではC等級よりB等級の方が業者数が多くなっています。</p>
<p>○ 入札参加資格要件について (3) 金額で参加の領域を分けるのではなく、例えば業者を保護するという観点は残しつつ、工事の業種によっては入札参加を想定される業者数を考え、複数の等級を対象にする等ケースバイケースで判断していくというようなことは、検討の余地はないのか。</p>	<p>どの等級に限らず競争性が確保できるような入札の執行を基本的に考えており、単純に金額だけで参加の領域を分けることの是非は工事によって千差万別ですが、金額で一定の線引きをするのが、発注者側の特段の思いや考え方が入り込む余地がないということで、一番公平性は確保できるのではないかと考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 落札業者以外の入札参加者の応札額は全て予定価格に達していなかったが、その要因はどのようなことが考えられるか。機器の見積りの算定等は適正であったのか。</p>	<p>設計を委託している業者のほうで、機器等の見積りをとって実勢に合わせて設計書を作成していますので、今回その見積額が低すぎたということではなく、予定価格の算定は適正なものであったと考えています。</p>

2 平成 28 年度 市道小泊東海岸線道路改良工事・・・一般競争入札

※ 初度の指名競争入札において、開札後本市の設計書に違算があり、落札決定の取り消し及び入札を無効とし、設計内容の見直し並びに一部変更を行い、再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 違算の再発防止について (1)</p> <p>過去の再発防止策は何故機能しなかったのか。また、今後の再発防止はどのように改善を考えているのか。</p>	<p>従来から検算や審査等の担当を決めてしっかりとチェックを行い、歩掛等の変更がある度に積算室に掲示する等防止対策に努めてきましたが、今回誤りが見過ごされてしまう結果になり、今後は各担当だけでなく全員で確認しているという形で行っています。</p>
<p>○ 応札価格について (1)</p> <p>非常に多くの業者が同額で応札し、結果的に抽選で落札となっているが、その要因は何か。</p>	<p>この工事は、土木工事のなかでも一般的な工種であり、従来からの情報公開請求による設計図書の公開等から、容易に業者は算出してくるものと考えますので、問題はないと考えています。</p>
<p>○ 応札価格について (2)</p> <p>第 1 回目の入札と第 2 回目の入札で応札額が違うが、業者へ与えられている情報が違うのか。</p>	<p>当初と再度入札に関しましては入札の時期も違うため、物価本等による単価更新も行っております。</p>
<p>○ 応札価格について (3)</p> <p>業者は工事概要で示されているそれぞれの工種の数量や延長に単価を掛けて見積りを算出しているのか。</p>	<p>それぞれの工事の単価としてはまた細かい資料があり、そうした積算図書をもとに業者は算定するので、単純に単価を延長に掛けるものではないと思います。</p>
<p>○ 入札方式について (1)</p> <p>最低制限価格での抽選による落札となっており、結果的には想定されていた一番ローコストな金額で工事をされているということ自体はいいことだと考えるが、入札の手間ということを考慮した場合、最低制限価格での応札ということ予想できる感じであれば、随意契約で発注するほうが手間が省けるのではないか。</p>	<p>現在、京丹後市に限らず全国ほぼどの自治体でもパソコンソフトの積算システムを使用し工事費の積算をおこなっていますが、そのシステムとほぼ同等のものが民間にも出回っておりますので、業者がそのシステムを導入し、京丹後市が入札公告の時点で公開しております工事の施工条件等もあわせ、業者が努力すれば発注者の設計とほぼ同等の積算を作成することは理論上は可能な状態であると考えます。</p>

### 3 平成 28 年度 ヘリポート整備工事 …… 一般競争入札

※ 初度の入札において不調となり、設計内容の一部見直し及び変更を行い、再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 初度の入札について (1) 初度入札で不調となった要因について、どのように分析するか。	設計図書のなかの防護柵の設置について、市の設置したい防護柵は幅が 1.5m のものであり、通常使う標準支柱間隔が 3m であることから歩掛を補正する必要がありますが、入札参加者が全て補正しなかったために低い工事価格が算出され、入札が不調になったものと想定しています。
○ 設計内容の変更について (1) 再度入札における設計内容の変更点はどのような内容か。	ヘリコプターの離着場に関して、グラウンド外側の伐採の面積の修正と、入札時期の変更による単価の更新を行っております。
○ 設計内容の変更について (2) 不調の要因となった防護柵の設置に係る業者の誤りについて、再度入札時に業者へ連絡したのか。	業者には連絡しておりません。初度の入札時に図面上では防護柵の幅の表示はしており設計図書に誤りはありませんでしたが、業者の見落としを防ぐために再度入札の積算図書の各工種の行に柵の幅の表示を追記しました。
○ 設計内容の変更について (3) 再度入札において、伐採面積を増やしたのか。	伐採面積を減らしました。その結果入札の予定価格が減額となりました。

### 4 平成 28 年度 京丹後市ヘリポート電気設備工事 …… 一般競争入札

※ 初度の入札において不落となり、設計内容の一部見直しを行い、同一条件により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 初度の入札について (1) 市の予定価格と各業者の応札価格に非常に乖離が出ていることについて、どのように考えているか。	入札用図書のなかにあります特記仕様書や金抜きの設計書に記載しておりました機器の仕様の説明に不足した部分があり、市が想定した機器と業者が見積りで出された機器とに相違が生じたことと、共通経費の算出にあたり市は改修工事の率を採用しておりましたが、業者は新営工事の率を採用していたことが主な原因であると考えております。
○ 初度の入札について (2) 改修工事の率を採用したのは、どのような考え方に基づくのか。	業者に委託して設計をしていただきましたが、その設計内容が改修工事でも算出されており、市ではその内容をその

意見・質問	回答等
	<p>まま採用したことによるものです。</p>
<p>○ 初度の入札について (3)</p> <p>参加業者全てが、市の設計した機器と違う機器を想定されたということは、市のほうで想定したものに對する入札が入ってくるような情報が提供できていなかったのではないのか。</p>	<p>航空灯火といいますのは、空港で採用されるような大きな設備のものから、今回のように 1 か所に 1 個だけの照明灯の設置といった非常に小規模なものまでいろいろあり、参加業者は例えば一つの制御盤に多くの機械がぶら下がるようなものを想定されていたのではないかと考えます。</p>
<p>○ 再度の入札について (1)</p> <p>設計見直しをして、予定価格が上がったのか。</p>	<p>設計見直しを行い機器の値段は下がりましたが、入札時期が変わったため共通経費の単価の変更により予定価格が上がりました。</p>
<p>○ 再度の入札について (2)</p> <p>機器の仕様についてきっちり情報開示した上でも、結果的に落札業者以外は全て予定価格に達していないが、機器の見積りの仕方の問題なのか。それとも他に要因があるのか。</p>	<p>航空灯火は見積りが会社によって非常にバラつきも大きく、市のほうでは最低金額を採用していらっしゃるので、そのあたりで実際に工事を施工される業者との差が生じた可能性はあると考えております。</p>
<p>○ 入札の執行について (1)</p> <p>本来は 1 回目の入札のときに機器の型番を明示しておけば手間コストをかけて再度入札を行わずに済んだということになり、また設計業者にも責任はあると思うが、今後同様のパターンの際予め想定されるリスクは回避しなければならないと思うが、どのように考えているか。</p>	<p>私どもは消防ですので、電気工事に対して専門的な知識が不足しているのは歪めませんが、そのような中で設計業者の言われることを鵜呑みにせず、自らも情報収集し、具体的な仕様等を明示しながら今後は発注を行っていきたいと考えています。</p>



5 市道吉永遠下線区画線修繕工事・・・指名競争入札

※ 落札率が55%と低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の設定について (1) このようなラインを引く工事は、どの工事でも最低制限価格は設けていないのか。</p>	<p>設けておりません。</p>
<p>○ 指名業者の選定について (1) 指名業者のうち、京丹後市内に営業所を置く1業者というのは、この今回落札した業者になるのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 指名業者の選定について (2) こういうラインを引く工事ができる業者というのは、今回参加した3者しかいないのか。</p>	<p>今回の工事につきましては、指名願の提出されている業者は他に複数者ありますが、京丹後市では指名通知を行う時点で有効な経営事項審査を受けていることという条件を設けておりますので、経営事項審査の有効期限が切れている業者につきましては今回指名の対象外としており、結果的に指名業者は4者となっております。</p>
<p>○ 指名業者の選定について (3) 指名の要件を満たすのが4者しかなかったということか。</p>	<p>はい、今回の発注時期にはそういうふうな形になっております。</p>
<p>○ 入札方式について (1) 一般競争に適さない理由は何のあたりにあると考えたらよいか。積極的に指名しないと参加業者がなかなか見つからないというようなことか。</p>	<p>本市では現在、基本的に格付等級を行っている工種につきましては一般競争を実施していますが、こういった区画線等の市内に業者数の少ない工種、その他格付等級のない工種につきましては、指名競争で一定の条件をクリアした業者のみを指名しているという形です。</p>
<p>○ 応札価格について (1) 工事の種類からすると応札額は皆同じような額になりそうに思うが、参加した3者は金額に開きがあり、その中で受注意欲が低いため高</p>	<p>工事の内容は非常に単純な内容ですので、業者は発注者側の設計金額をある程度推測することは比較的容易だと考えられますが、最低制限価格の設定はないということを明記しておりますので、それに対して金額をどこまで下げて</p>

意見・質問	回答等
<p>い金額を入れた業者と、受注意欲が高く頑張って金額を入れた業者があるように考えられ、そうすると落札業者は落札率が 55%と低いので、業者保護の観点からするとかなり無理をして応札したのではないかと思うが、どのように考えるか。</p>	<p>受注するかということは各企業の考え方や、その時の手持工事の状況等の兼ね合いであるかと考えます。</p>

6 平成 28 年度 俵野畑かん施設給水管改修工事 … 随意契約

※ 初度の一般競争入札において不落となり、再度入札の参加者が辞退したため不調となった。再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 参加業者の入札辞退について (1) 再度入札の参加者は何故辞退したのか。</p>	<p>具体的には聞き取りを行っておりません。再度入札については特に理由をつけて辞退の申し出を義務付けているわけではないので、辞退理由は確認できておりません。</p>
<p>○ 入札執行のルールについて (1) 最低制限価格未満で入札した者が再度入札に参加できないルールになっているのか。</p>	<p>はい。現在市が行っています入札執行のルールとしては、こういった初回の入札で失格になった業者はその時点で終わりというふうに扱っております。</p>
<p>○ 入札執行のルールについて (2) この失格の取扱いのルールは各自治体共通のルールなのか。</p>	<p>厳密に他の自治体のルールを確認したわけではありませんが、基本的にこの失格の取扱いというのは、ほとんどこういった考え方でされているものと認識しています。</p>
<p>○ 初度の入札について (1) 参加業者 11 者の内 10 者が失格した要因について、どのように分析しているか。</p>	<p>材料の硬質塩化ビニル管継手材等に係る設計価格と業者見積金額の差異、非公表の単価等に係る参加業者の単価算出の差異によるものと分析しています。</p>
<p>○ 初度の入札について (2) 本工事はそれほど発注の数がないから業者は見積額を読みにくか</p>	<p>そうですね。</p>

<p>ったのか。</p>	
<p>○ 随意契約について (1)</p> <p>結果的に採用された金額は、かなり安い金額になっており、初度の入札の最低制限価格や失格で提出された金額より業者は皆安い見積額を提出されていることについて、制度的なことはどうしようもないのかもしれないが、少し釈然としないところも残るので、このことについてどのように考えるか。</p>	<p>随意契約につきましては、最低制限価格を設定するという規定がないということで、結果としてこうした入札で失格となった額よりも更に低い額で随意契約をするということに対し疑問の声もあり、競争入札で不落となり何らかの理由で随意契約に移行した場合、当初の競争入札と同じように最低制限価格の設定が必要なのではないかとということで内部で今議論をしている段階でございます。</p>
<p>○ 随意契約について (2)</p> <p>最低制限価格を設ける目的は、手抜き工事等を防止するということであると思うが、例えば、随意契約で結果的に非常に安い価格で受注された場合と、通常の入札で最低制限価格以上で受注された場合とでは、市として監督や手続き上の相違はあるのか。</p>	<p>特にルールやマニュアルはありません。今回非常に安い価格となりましたが、業者の競争意識という部分が働いていると思いますし、随意契約での契約につきましても材料検収等について競争入札と同等の形で対応させていただいておりますので、特に手抜きということはなかったと理解しています。</p>

#### 7 京丹後夢球場スコアボード改修整備工事・・・随意契約

※ プロポーザル方式により契約の選定を行い、落札率が100%と高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>このような工事はこの業者しかできないのか。</p>	<p>プロポーザルという形で広く公募を事前に行い、その選定審査のなかで優先候補者となった1者と随意契約を締結しました。</p>
<p>○ プロポーザルについて (1)</p> <p>プロポーザルの参加業者は他に何者かあるのか。</p>	<p>優先候補者を含め3者です。</p>
<p>○ 契約金額について (2)</p> <p>契約金額はどの業者でも同じ金額となるのか。</p>	<p>契約金額も含めてプロポーザルで審査をさせていただいておりますので、業者から提案をいただいた金額が契約額</p>

意見・質問	回答等
	となっております。
<p>○ プロポーザルについて (2)</p> <p>どのような選定過程を経て業者を選んだのか。</p>	<p>京丹後市としての要求水準を設定し、要求水準を 100% 満たした中で、事業費や維持管理等を得点化し、一番経済的なものを選ぶということで選定させていただきました。</p>
<p>○ プロポーザルについて (3)</p> <p>スコアボードの改修整備工事は通常の入札ではできないものか。</p>	<p>スコアボードというものが、そのメーカーの固有の独自製品の部分が強いので、厳密に設計を完成させますと自ずとメーカー指定になりそのメーカーしか施工できないということになってしまいますので、プロポーザルの段階でメーカーのほうに提案をいただいたということです。</p>
<p>○ プロポーザルについて (4)</p> <p>性能要求等、業者からの提案の内容の評価は、専門家の支援を受けているのか、それとも市の担当部局だけで判断されているのか。</p>	<p>市の担当部局だけで判断しておりますが、色々な主要メーカーの仕様を確認し、公園の管理者や実際に使用する野球関係団体等へもヒアリングを行いながら市としての要求水準を規定させていただき、それを 100% 達成することとしておりますので、特に専門的な判断が必要ないような審査の内容となっております。</p>
<p>○ プロポーザルについて (5)</p> <p>プロポーザルの段階で、コスト面も条件に入るのか。</p>	<p>市の要求を満たした上で経済的なものを提案して下さいということにしておりますので、コスト面を重視した採点となっております。</p>
<p>○ プロポーザルについて (6)</p> <p>コスト面の条件は具体的に出されるのか。</p>	<p>今回市の予算が 1 億円ということは決まっておりますので、1 億円以内で提案をしてくださいということでさせていただきました。</p>
<p>○ 維持管理費用について (1)</p> <p>スコアボードは耐用年数はそれなりにあり、しかも今回の受注業者以外はメンテナンスもできないだろうと想定されるが、ライフサイクルコストみたいなものは一応試算されているのか。</p>	<p>詳細な試算を市で行ったわけではありませんが、提案の中の加算点の部分に、定期点検の費用やパネル 1 枚当たりの修理費の平均単価、設備の基本的な電気使用量等について採点の対象にさせていただき、チェックさせていただきましたが、結果としてはほぼその部分は横並びでありました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 維持管理費用について (2) メンテナンス費用も含めての契約について考慮されているのか。</p>	<p>今回につきましては、定期点検費の費用等も提案項目として求めましたが、結果論ではありますが今回採用された業者のシステムについては、10年間は年1回の定期点検は無料でしていただけるという条件になっており、メンテナンス契約は発生しないということになっております。</p>

#### 8 平成28年度 幹線道路等防犯カメラ設置工事・・・ 随意契約

※ 初度の一般競争入札に応札者全員が最低制限価格未満で失格となり不調となった。再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (1) 随意契約の見積徴取の際に、初度の入札で失格になった業者を入れず、B等級に特定したのはどのような理由か。</p>	<p>入札の場合一般的に、その等級で不調になった場合に、再度入札を行う場合はその上位の等級で実施するというのを準用し、B等級を対象に随意契約を進めさせていただきました。</p>
<p>○ 業者選定について (2) 先程の農林整備課の案件の場合は、入札で失格された業者から見積徴取を行っているように説明を受けたが、何か違いはあるのか。</p>	<p>通常、本市の場合随意契約でも競争性を確保することで、概ね5者以上から見積りを徴取するという運用を行っております。今回の案件は初度の一般競争入札でC等級で応札者が1者であり、同じ相手方に見積徴取をしようと思っても複数業者からの見積徴取ができないということで、競争入札と同様の形でB等級に上げて見積徴取を行いました。</p>
<p>○ 業者選定について (3) 初度の入札でC等級の業者が5者入札に参加しいずれも失格となった場合であれば、随意契約の際の見積徴取はそのC等級の業者5者を対象にしていたであろうということになるのか。そのことは何かルールとして明文化されているのか。</p>	<p>そうなります。 明文化といいますか、一般的な取扱いとしまして、随意契約の場合でも概ね5者以上から見積りを徴取するというふうに設けておりますので、今回の場合こういった形になったということです。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 業者選定について（意見）</p> <p>外見だけ見ると、競争を導入した がために、結果的には初度の入札の C等級の参加業者が提示された金 額よりも高い金額で契約をされて おり、何かもったいないという感じ もするので、業者選定の明文の規定 がないのであれば、このC等級の業 者も対象にしても反しないという ことにはならないのか。</p>	

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
<p>○ 指名停止期間について（1）</p> <p>日本電気㈱は指名停止措置の特 例により 2 倍の停止期間にされて いるが、2 倍にされたことの不利益 は被っていないようにみえるが、 そのような理解でよいか。違法行 為をした業者に対する制裁として は実行性がないように思われる が、やむを得ないのか。</p>	<p>業者にとっては同じ18箇月の期間内で2回指名停止とい う扱いがなされているわけで、実質的には影響ありません。 原因となった理由が別件であるということですが、 期間としてたまたま同じ期間、同じ時期に発生していると いうことで、実質上は1件とほぼ変わらない扱いです。</p>

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>